

○延滞金割合の推移(年率)

平成12年1月1日以降の延滞金の割合は、特例措置の適用により、次の表のとおりとなっています。

適用期間	納期限の翌日から 1ヶ月までの期間	納期限の翌日から 1ヶ月を経過した日から 納付日までの期間
延滞金の割合(本則)	7.3%	14.6%
平成12年1月1日～平成13年12月31日	4.5%	14.6%
平成14年1月1日～平成18年12月31日	4.1%	14.6%
平成19年1月1日～平成19年12月31日	4.4%	14.6%
平成20年1月1日～平成20年12月31日	4.7%	14.6%
平成21年1月1日～平成21年12月31日	4.5%	14.6%
平成22年1月1日～平成25年12月31日	4.3%	14.6%
平成26年1月1日～平成26年12月31日	2.9%	9.2%
平成27年1月1日～平成28年12月31日	2.8%	9.1%
平成29年1月1日～平成29年12月31日	2.7%	9.0%
平成30年1月1日～令和2年12月31日	2.6%	8.9%
令和3年1月1日～令和3年12月31日	2.5%	8.8%
令和4年1月1日～令和7年12月31日	2.4%	8.7%

●納期限の翌日から1ヶ月まで

本則7.3%/年

平成26年1月1日から令和2年12月31日までは、特例基準割合(※1)に1%を加算した割合(特例基準割合を用いた割合が7.3%を超える場合は7.3%の割合となります。)

令和3年1月1日以降は、延滞金特例基準割合(※2)に1%を加算した割合

(延滞金特例基準割合を用いた割合が7.3%を超える場合は7.3%の割合となります。)

●納期限の翌日から1ヶ月を経過した日から納付した日までの期間

本則14.6%/年

平成26年1月1日から令和2年12月31日までは、特例基準割合に7.3%を加算した割合と14.6%のいずれか低い割合となります。

令和3年1月1日以降は、延滞金特例基準割合(※2)に7.3%を加算した割合と14.6%のいずれか低い割合となります。

(※1) 特例基準割合とは

平成12年1月1日から 平成25年12月31日まで	各年の前年の11月30日現在の商業手形の基準割引率(従来の公定歩合)に年4%を加算した割合
平成26年1月1日から 令和2年12月31日まで	各年の前々年の10月から前年の9月までの、国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利を基に、財務大臣が告示する割合に、年1%を加算した割合

(※2) 延滞金特例基準割合とは

令和3年1月1日以後	平均貸付割合(※3)に、年1%を加算した割合
------------	------------------------

(※3) 平均貸付割合とは

各年の前々年の9月から前年の8月までの、国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利を基に、財務大臣が告示する割合

参考) 令和7年中は、延滞金特例基準割合が1.4%(大臣告示0.4%+1.0%)なので、延滞金割合は以下のとおりとなります。

○納期限の翌日から1ヶ月まで・・・1.4%+1%=2.4%

○上記以降12月31日まで・・・1.4%+7.3%=8.7%

計算例)

【税額10,000円】 【納期限：令和2年9月30日】 【納付日：令和7年8月31日】

R2.9.30	R2.11.1	R3.1.1	R4.1.1	R7.8.31
2.6%	8.9%	8.8%	8.7%	

期 間	納期限の翌日から 1ヶ月まで (R2.10.31 まで)	R2.11.1～ R2.12.31 まで	R3.1.1～ R3.12.31 まで	R4.1.1～ R7.8.31 まで
割 合	2.6%	8.9%	8.8%	8.7%
日 数	31日	61日	365	1339
延滞金	22円	149円	880円	3,191円
合 計	4,243円≒4,200円(100円未満を切り捨て)			

●納税(入)の猶与の適用を受けた場合

令和2年以前は、特例基準割合が延滞金の割合となります。

令和3年1月1日以降は、猶与特例基準割合(※4)が延滞金の割合となります。

(猶与特例基準割合が7.3%未満の場合その期間)

(※4) 猶与特例基準割合とは

令和3年1月1日以後	平均貸付割合に、年0.5%を加算した割合
------------	----------------------

●法人市民税の納期限の延長の適用を受けた場合

令和2年以前は、特例基準割合が延滞金の割合となります。

令和3年1月1日以降は、平均貸付割合に0.5%を加算した割合が延滞金の割合となります。

(平均貸付割合に0.5%を加算した割合が7.3%未満の場合その期間)